

議会運営委員会・ 議会基本条例推進委員会 合同行政視察報告

議員間討議を
視察・検討

議員間討議とは

「議員間討議」は議会の委員会などで議員同士で議論を行うことであり、活発な議論を進めるために行われます。

従来の議会や委員会には議案の提案者の説明に対して、議員が質疑を行い、賛否の意見を述べ（討論）、表決するという手順で行われています。その手順の中では、議員同士で質問し合い、話し合う機会はありません。現在の塩尻市議会でも同様の運用をしています。

議員間討議の多くは、議会基本条例に盛り込まれていますが、塩尻市議会の議会基本条例でも、
第3条3項 議員相互間の自由闊達（かっただ）な議論を行い、市政の課題に関する論点を市民に分かるよう明らかにすること。
第4条1項 議会が言論の場であることを認識し、議員相互間の自由な議論を尊重すること。
という形で議員相互の議論について定めています。

議員間討議及び 議会の活性化について

1月21日
(京都府亀岡市)

本条例を制定しています。亀岡市議会基本条例では第14条に「議員間討議」が明記されています。議会改革の中で討議の充実に取り組んでおり、議員間の自由討議以外にも、対執行機関、対市民の討議に関しても取り組んでいるということです。

亀岡市の委員会での議員間討議の流れは、①執行部による説明、②議員からの質疑、③議員間の討議、④討論という形で行われています。常任委員会では、全ての討論の前に議員間討議を行い、議員がお互いの情報や考えを共有すること。



亀岡市「議員間討議及び議会の活性化について」



亀岡市「議場のようす」

ようにしています。討議は意見をただ述べるのではなく、委員間で行われ、市長等からの反問もあり、深い議論ができることを目指しています。討議で委員の意見が変わることもあるということです。

常任委員会以外に議員全員協議会でも議員間討議が行われており、共通の認識と理解から議会力をあげていくために必要と考えられています。議会運営について今後の検討で参考にしていきたい。

議員間討議及び 議会の活性化について

1月22日
(愛知県岡崎市)

岡崎市では平成21年11月に議会基本条例を制定し、塩尻市にはない理事者の「反問権」を認めており、同年12月には一般質問に「一問一答方

式」が採用されました。岡崎市で実施されている一問一答方式は①すべて一問一答方式②1回目は一括方式で、2回目からは一問一答方式といういずれかの選択制になっており、全員が②の方式をとる塩尻市とは異なる形になっています。

その後、平成22年12月から、委員会での「議員間討議」を採用することとしました。議員の意見に対し、考え方を問いた다는こととしています。常任委員会、本会議での実施はありませんが、現在全ての特別委員会において実施がされています。本会議、常任委員会での実施は、意見が平行線になるのではという理由で、難しいと考えているということです。



岡崎市「議員間討議及び議会の活性化について」